

主要農作物種子法廃止に伴う 本県の対応について

主要農作物種子法廃止に伴う本県の対応について

1 本県における主要農作物等の種子供給の状況

- ・ 本県では、主要農作物種子法(以下「種子法」という。)に基づき、以下の取組を実施
- ・ 県内農家向けに、米、麦、大豆(主要農作物)及びそばの奨励品種を23品種選定
(主な品種 水稲:ヒノヒカリ、コシヒカリ、麦:ニシノホシ、大豆:フクユタカ)
- ・ 種子の生産ほ場(以下「採種ほ」という。)を、県内に150.4ha設置し、全体で610.9tの種子を供給し、水稲の種子更新率は77%の状況
- ・ 種子生産に必要な原種及び原原種は、試験場及び採種地で別途生産

【採種ほの設置及び種子供給状況(平成29年度実績)】

	奨励 品種数	採種ほ		供給 実績 (t)	栽培 面積 (ha)	更新 率 (%)
		設置場所	面積(ha)			
水稲	15	—	144.2	602	16,300	77
早期	5	西都市、国富町	46.6	143	—	—
普通期	10	国富町、都城市、高千穂町	97.6	459	—	—
麦類	5	県外	—	2.1	166	14
大豆	2	都城市、えびの市	4.9	6.3	233	45
そば	1	新富町	1.3	0.5	309	4
合計	23		150.4	610.9	17,028	

※採種ほ面積及び供給実績には、飼料用米、WCS用稲、加工用・米粉用米も含む

2 種子法の廃止について

(1) 廃止された「主要農作物種子法」の概要

- ・ 稲、麦、大豆(主要農作物)の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他、県の行う措置を規定した法律で、昭和27年に制定

(2) 廃止の経緯

- ・ 平成28年11月に「農林水産業・地域の活力創造本部」により決定された「農業競争力強化プログラム」に種子法廃止の方針が盛り込まれ、29年4月に「主要農作物種子法を廃止する法律案」が可決され、30年4月1日より廃止
- ・ 種子法廃止の主な理由は次のとおり
 - ① 制度発足時と比べ種子の品質が安定してきたことから、全国一律で、奨励品種の決定や、原種・原原種の生産の義務付け等を法制度として措置するまでの必要性は乏しくなっていること
 - ② 都道府県中心の制度であるため、民間事業者が参入しにくい面があること

3 種子法廃止後の本県の対応状況

本年4月1日に「宮崎県主要農作物等採種事業実施要綱(以下「要綱」という。)」を定め、種子法廃止前と同様の種子生産体制を維持

4 他県の対応状況及び条例の特徴

(1) 他県の状況

- ① 種子法廃止に伴い、46道府県が主要農作物の採種に関する要綱等を制定
- ② 3県（新潟、埼玉、兵庫）が条例を新規制定し、法廃止前の条例を一部改正した宮城県を含めて、現在の条例制定は4県
- ③ 8月の本県の調査では、新たに5道県で条例制定を手続きまたは検討中

5 今後の本県の対応について

(1) 種子法廃止に伴い県に寄せられた意見等

- ・ 現在の県要綱での対応では、将来に亘って安定的な種子の生産体制が維持されるのか不安
- ・ 種子法廃止に伴い、他県では条例制定もしくは検討していると聞いているが、農業県として宮崎県も条例制定をすべきではないか。

(2) 本県における対応

- ・ 農家、県民の不安解消のために、条例を制定する方向で検討していく。

参考1 種子法に定められている主な内容と廃止前後の根拠法令

①奨励品種の選定

県が県内に普及すべき優良な品種（「奨励品種」）を決定
（廃止前：旧法8条、旧国運用要綱第2に規定→廃止後：県実施要領に規定）

②原原種及び原種の生産

県総合農試等で原原種を生産、県が原種ほ設置業務を協会*に委託
（廃止前：旧法7条、旧国運用要綱第4、県要領第5に規定→廃止後：県要綱第6に規定）
※「協会」は、県、関係機関・団体で構成する「宮崎県産米改良協会」。

③原種・採種のほ場指定

県が採種ほの設置業務を協会に委託し、原種及び採種ほ場を指定
（廃止前：旧法3条、旧国運用要綱第5、県実施要領第6、7に規定→廃止後：県要綱第7、8に規定）

④審査（ほ場及び生産物）

種子審査員（農業改良普及指導員等）が、ほ場審査及び生産物審査（発芽試験）を実施
（廃止前：旧法4条、旧国運用要綱第6に規定→廃止後：県要綱第9に規定）

⑤証明書の交付

上記審査に合格したものに県が審査証明書を発行
（廃止前：旧法5条、県要領第3、4に規定→廃止後：県要領第3、4に規定）

参考2 本県における優良種子供給体制の強化の取組状況

採種農家の高齢化や、種子センターの老朽化といった状況を踏まえ、安定的な種子供給体制の確立に向けて、採種農家へのアンケートを行うとともに、生産対策、種子センター運営・整備、審査体制、流通保管、種子価格などの観点から総合的に検討を行い、本年6月に県産米改良協会（以下「協会」と略）において「宮崎県種子生産対策基本方針」を策定

「宮崎県種子生産対策基本方針」の概要について

1 基本的な考え方

今後も、本県産の優良な種子の生産及び農業者への安定供給を継続するために、将来にわたった種子生産の基本的な方向性について、関係者が共通認識を持つとともに、採種農家や採種農協などの供給側や、需要側の視点も加えた、種子生産体制の維持・強化策を講じていく。

2 具体的な推進方針

- ① 種子生産上の課題整理
 - ・種子生産者の担い手リストの作成
 - ・契約数量確保に向けた充実向上対策の実施
 - ・種子混入リスクの低減に向けた品種数の検討
- ② 種子センターの長期的な運営・整備に向けた取り組み
 - ・施設、機械の更新計画の作成
 - ・種子調整施設の後継者育成・選定
- ③ 審査制度を維持するための体制整備の取り組み
 - ・審査員の確保に向けた、種子の「審査補助員制度」の研究
- ④ 種子の安定的な流通・保管の取り組み
 - ・一元保管・管理が可能な保管倉庫の整備に向けた検討
- ⑤ 種子の適正な価格及び生産量に向けた取り組み
 - ・再生産可能な種子価格の設定
 - ・予約注文数量の精度向上
 - ・県外産種子の取扱

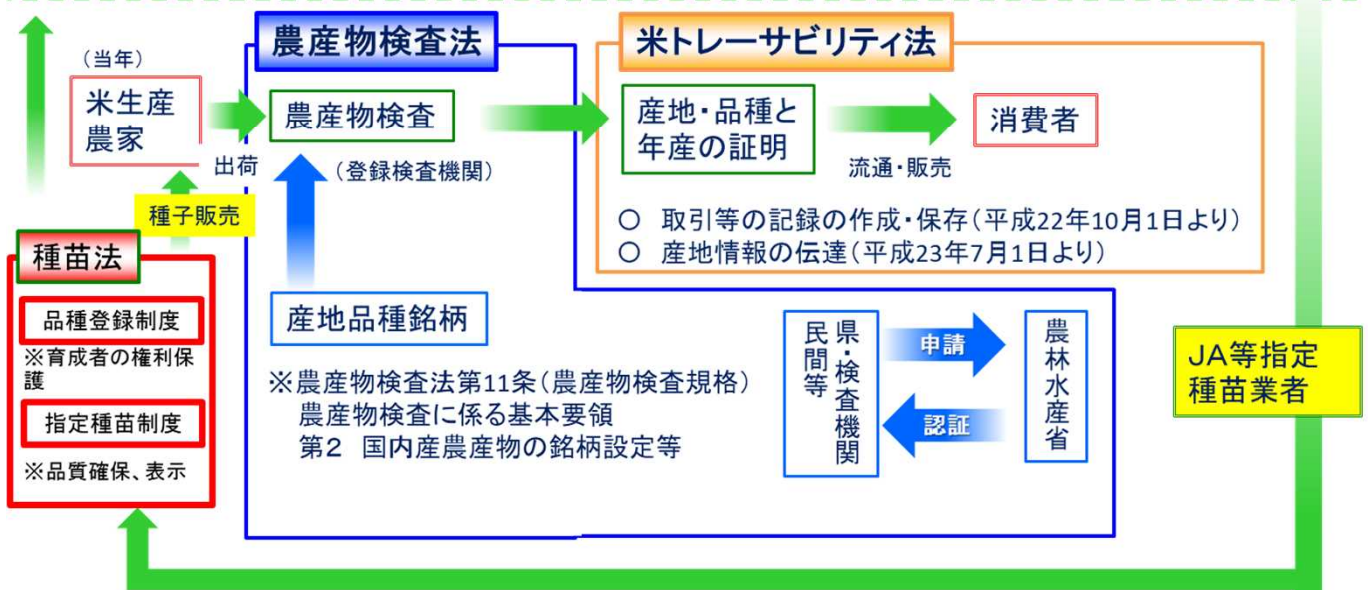
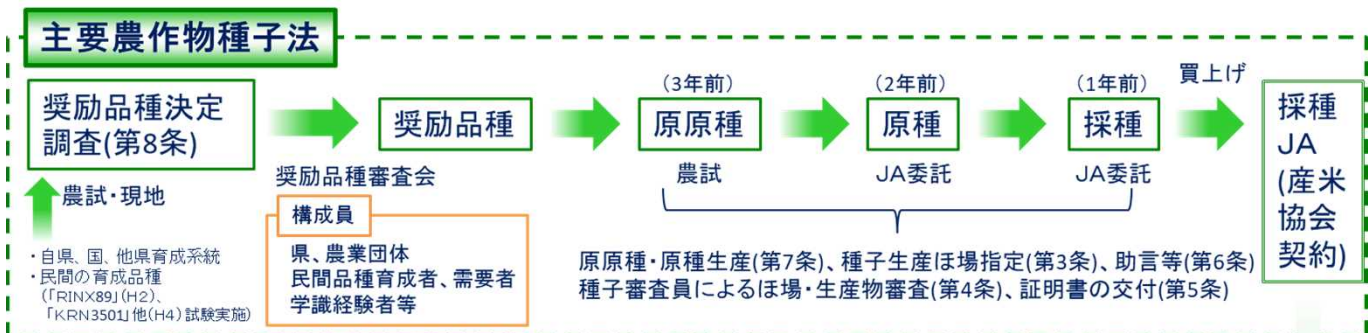
各対策の具体化に向けて、引き続き、協会内に設けた「種子生産対策プロジェクト」において検討を実施し、実行に当たっては、適宜、協会の幹事会に諮りながら取り組んで行く。

- ・ 4月の種子プロジェクトでは、種子価格の見直し及び種子生産者の担い手リストの検討を行った（種子価格はH30年産から見直しを実施）。
- ・ 10月下旬の種子プロジェクトでは、種子センターの機械更新計画等の検討予定

主要農作物種子法関係フロー図



種子法廃止後



点線で囲った「主要農作物種子法」は、法廃止後に「県の要綱・要領」で、廃止前と同様に規定している。

なお、点線で囲った「主要農作物種子法」以下の部分は米の流通関連の各法令の設置状況を参考に図示。